だいしん

予約制 **WEBからご予約が可能です** 無　料

リモート 年金相談

日　時

毎週 **火曜・木曜**（祝日除く）
9時～15時

（他の曜日についてもお気軽にご相談ください。）

場　所

大阪信用金庫　各営業店
または **ご自宅** など

※お近くの営業店へお越しいただくか、ご自宅などからリモート形式での個別相談となります。

相談員

社会保険労務士

厚生年金

サラリーマン、OLの方など

男	女
報酬比例部分	報酬比例部分
65歳	63歳

厚生年金の請求年齢

※昭和36年4月2日以降にお生まれの方

※昭和36年4月1日以前にお生まれの方はいつでも年金請求ができます。

※昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までにお生まれの方

共済年金

公務員の方

男女共通 **65歳**

共済年金の請求年齢

※昭和36年4月2日以降にお生まれの方
※昭和36年4月1日以前にお生まれの方はいつでも年金請求ができます。

【厚生年金・共済年金】
在職中の方は一部または全額支給停止される場合があります。

国民年金

自営業、専業主婦（夫）の方

男女共通 **65歳**

国民年金の請求年齢

※令和8年度に65歳を迎える昭和36年4月以降にお生まれの方
※65歳前に繰り上げて受け取ることもできます。
（一度受け取ると減額となり、支給率は生涯変わりません）

◇ご相談の際は、年金請求書・ねんきん定期便または年金手帳、年金証書、給料明細書、印鑑等をご用意ください。

WEBからのご予約はこちらの二次元バーコードをスマートフォンから読み取り、「年金相談」→「予約する」ボタンをクリックし、ご相談日などをご入力ください。

だいしんWEB予約　検索

202604

年金お受取年齢になられる方

「年金請求書（年金手続書類）」が

日本年金機構から**グリーンのA4サイズの封書**で、

受取り年齢になる3ヵ月前に郵送されます。

- 年金は請求しないともらえません。
- **老齢の年金は10年以上**の受給資格期間があれば受けられるようになりました。（平成29年8月より）
- 受給資格期間が足りているのかどうか不安な方、どんな手続きをするのか、必要書類が分からずにお困りの方。
- お勤めで退職予定の方、健康保険、雇用保険、在職中の年金の支給停止などについてお悩みの方。
- 年金がいつから、いくらぐらいもらえるのかお悩みの方。

☎火曜、木曜以外の曜日についてもお気軽にご相談ください。

在職中の年金額について

在職している方は、下記のように給与等の条件により支給調整された在職老齢年金を受け取ることができます。

なお、総報酬月額相当額と年金月額の**合計額が65万円を超える場合は、年金が減額または支給停止されます。**

（例）年金月額が10万円の方が総報酬月額相当額59万円（直近1年間に支給されたボーナスがない場合）で働いた場合、月額8万円の年金を受け取ることができます。

＜計算式＞10万円（年金月額）＋59万円（総報酬月額相当額）＝69万円

69万円 － 65万円＝4万円

4万円×1/2＝2万円

10万円（年金月額）－ 2万円＝8万円

詳しくは
年金相談にて

総報酬月額相当額 ＼ 年金月額	年金5万	年金10万	年金15万
56万	50,000	95,000	120,000
59万	50,000	**80,000**	105,000
62万	40,000	65,000	90,000

この街のホームドクター
大阪信用金庫

ご予約はお近くの営業店からも可能です。
お近くの営業店はこちらから

202604